

富士見市の環境



平成24年度環境問題啓発ポスター 最優秀作品「広げよう Green」吉澤紗喜さん

【平成25年版〈平成24年度実績〉】

 富士見市

環境にやさしい都市宣言

富士見市は、武蔵野台地と荒川低地が会う、豊かな自然のなかで、幾世代もの人の営みと自然が調和した文化と歴史を育んできました。

しかし、近年の生活様式の変化に伴い、自然環境に深刻な影響を与えています。

私たちは、かけがえのない地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造をめざし、ここに、環境にやさしい都市を宣言します。

私たちは、自然環境との共存を大切にし、緑豊かなまちづくりに努めます。

私たちは、地球の限りある資源を大切にし、循環型のまちづくりに努めます。

私たちは、生活環境を大切にし、住みよい、きれいなまちづくりに努めます。

私たちは、快適な環境を大切にし、うるおいのあるまちづくりに努めます。

私たちは、次世代へ引き継いでいく心豊かな活力あるまちづくりに努めます。

平成12年4月10日

(平成12年度市制記念日式典にて宣言)

市の木 『けやき』

けやきは、古くから富士見市に自生しており、現在においても市内でよく見かけます。成長が早く雄大な樹姿は、富士見市の発展との結びつきを感じさせます。また、昔は1本のけやきが一家の生計を救うこともあったという貴重な木でもあります。

(昭和57年4月10日市制施行10周年記念制定)



市の花 『ふじ』

優雅さと気品をそなえており、ひとつひとつの花が集まって咲く様子が、人と人の語り合いや団結を強く感じさせ、富士見市民がひとつひとつの花のように思われます。

(昭和57年4月10日市制施行10周年記念制定)



市の鳥 『カワセミ』

市内を流れる新河岸川、柳瀬川、びん沼川などの水辺で見られる色鮮やかな鳥で、愛嬌ある姿で誰からも愛され親しまれる鳥です。未来に向かってキラリとかがやき続ける市をイメージし、自然愛護のシンボルとしてもふさわしいことなどから、市の鳥に定められました。

(平成24年4月10日市制施行40周年記念制定)



目次

第1章 総説

第1節 富士見市の概要	-----	1
第2節 環境基本計画の概要	-----	3

第2章 富士見市の環境

第1節 地球環境を考え、循環型社会をつくる

1 エネルギーを大切にしよう	-----	5
(1) 地球温暖化対策の推進	-----	5
(2) 市庁舎の地球温暖化対策	-----	6
2 ごみを減らそう	-----	7
(1) ごみの排出量	-----	7
(2) ごみの収集と処理	-----	8
(3) 循環型社会の構築に向けた取り組み	-----	9
(4) 不法投棄の現況	-----	11
3 身のまわりから有害化学物質を減らそう	-----	12
(1) 有害化学物質対策の現況	-----	12

第2節 自然環境を守り育てる

1 森や緑や生き物を守り育てよう	-----	13
(1) 壁面緑化の実施	-----	13
(2) 自然環境の保全	-----	14
(3) 野生生物の現況	-----	15
2 水を大切にすまちづくりを進めよう	-----	16
(1) 水資源の保全	-----	16
(2) 河川の水質浄化	-----	16

第3節 環境に配慮したまちをつくる

1	気持ちよく暮らせるまちにしよう	17
(1)	公園整備の現況	17
(2)	街路樹の管理	17
(3)	駅周辺における環境対策	18
2	環境にやさしい農業を推進し市内で生産された農産物を食べよう	19
(1)	環境にやさしい農業の推進	19
(2)	地元産農産物の食の推進	20
3	安心して住みつつげられる環境を確保しよう	21
(1)	大気汚染の現況	21
(2)	ダイオキシン類の現況	24
(3)	水質汚濁の現況	25
(4)	自動車騒音常時監視	26
(5)	公害対策の現況	27
(6)	放射性物質による環境汚染への対応	29

第4節 みんなの力を合わせる

1	身近な環境を市民が守り育てよう	30
(1)	地域ボランティア団体の活動	30
(2)	富士見市美化推進計画	30
2	環境教育は地域とともに進めよう	31
(1)	環境啓発活動の現況	31
3	みんなで環境について学ぼう・話そう	32
(1)	環境情報の提供	32
(2)	富士見市市民人材バンク	32
4	みんなで計画を実行し、評価しよう	33
(1)	推進体制	33
(2)	活動状況の報告	33

第3章 資料編

第1節	環境関連条例等	34
第2節	環境に関する用語解説	41

第1章 総説

第1節 富士見市の概要

■地勢

本市は埼玉県の南東部、首都30キロメートル圏に位置し、東は荒川を挟んでさいたま市に、北は川越市とふじみ野市、西は三芳町、南は志木市にそれぞれ接しています。面積は19.7平方キロメートルで、県全体の面積に対する割合は0.51パーセントです。

地形は、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地に大きく分かれており、台地部はさらに諸河川の分断により、独立した小台地となっています。洪積層からなる武蔵野台地は、明治・大正初期には台地林が帯状に連なり、広大な雑木林を形成していましたが、現在はその大半が住宅地と畑作地帯で構成されています。一方、沖積層からなる荒川低地は、さいたま市との市境を流れる荒川と、江戸と川越地域を結ぶ重要な交通路であった新河岸川という、2つの1級河川を擁する水田地帯となっています。荒川が現在の市境を流れるようになったのは、江戸時代に行われた河川改修によるもので、それ以前の荒川はびん沼川として、その面影をわずかに残しています。

地質は、台地部が火山灰の風積からなる赤土（ローム）でおおわれているのに対して、低地部は主に黒泥層により形成されています。これは、氷河期の後期に起きた海面上昇により、低地部が海になっていたことによるものであり、台地縁辺部には縄文時代の人々の生活を今に伝える貝塚などの遺跡が数多く残存しています。



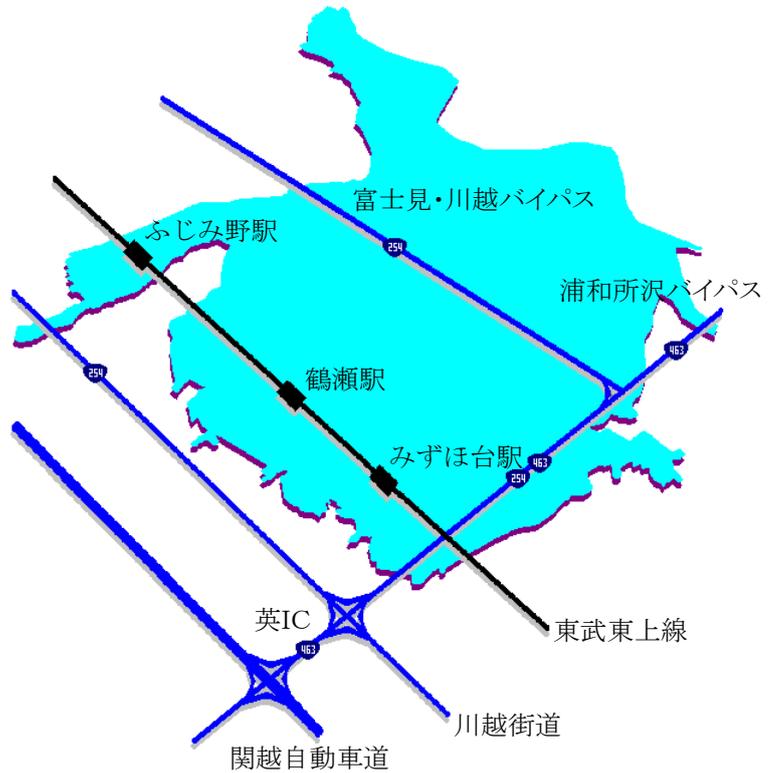
■位置

北緯	35度51分27秒	東経	139度32分58秒	海拔	8m～21m
東西	7.0km	南北	6.8km	面積	19.70km ²

■交通

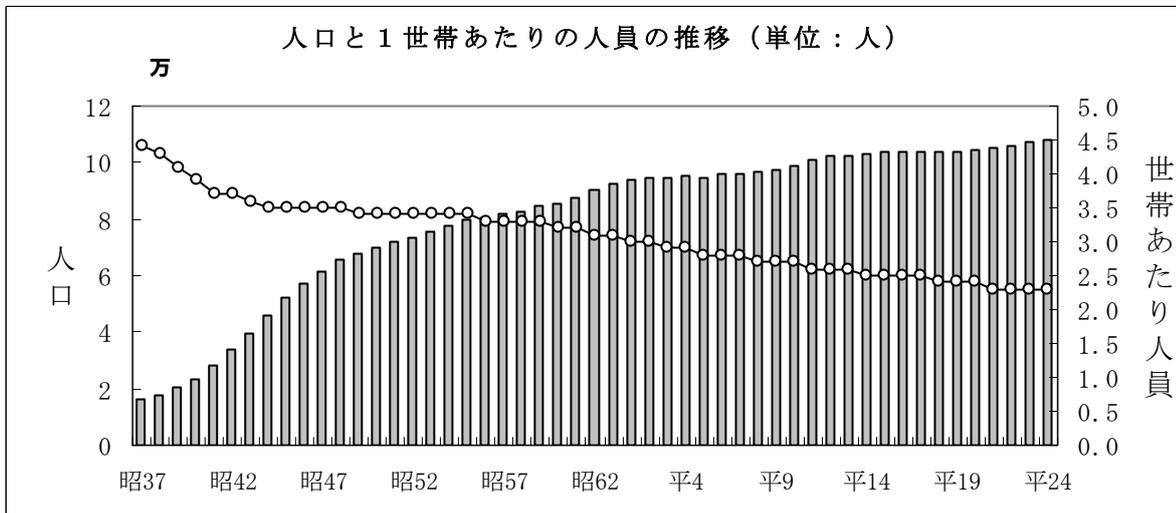
鉄道は、東武東上線が南北に通過しており、みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の3駅が設置されています。池袋まで30分、渋谷まで45分、横浜まで70分と交通アクセスの良さがうかがえます。

道路は、周辺都市を結ぶ主要な道路として、南北方向に国道254号（川越街道）、富士見・川越バイパス（国道254号バイパス）が、東西方向に国道463号（浦和所沢バイパス）が通っています。

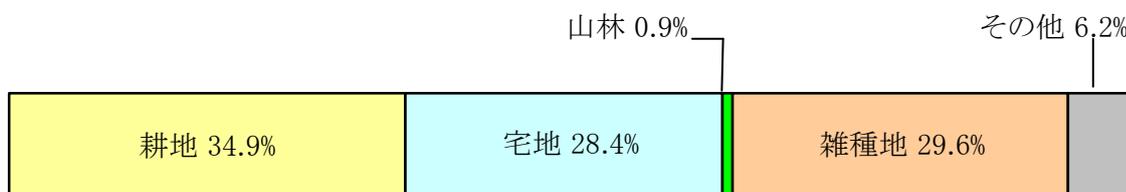


■人口

人口は、平成24年9月30日では107,805人、47,001世帯となっています。昭和30年代から大規模団地の建設などにより、都市化と人口の急増が進んできましたが、近年では人口増加は落ち着きを見せ、ほぼ横ばいから微増となっています。また、世帯あたりの人員の減少の割合が大きく、単身世帯や核家族の増加がうかがえます。



■土地利用



資料：税務課(概要調査)

第2節 環境基本計画の概要

富士見市環境基本計画は、環境の保全と創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定され、目指すべき環境像とその実現に向けた取り組み内容と、市民・事業者・行政のそれぞれの責務を明確にした上で定めています。

■計画の理念

(1) 基本理念

◎環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

◎環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

◎環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

(富士見市環境基本条例 第3条〔基本理念〕)

(2) 環境像

～いのち豊かな里 湧き水のまち 富士見～

■計画の目標 (具体的な内容は次ページ上段の図を参照のこと)

(1) 基本目標と具体的目標

計画の理念を実現していくために、環境を「つくる」「守る」「育てる」という観点から、4つの基本目標を定め、それに基づいた、12の具体的目標を定めています。

(2) 重点テーマ

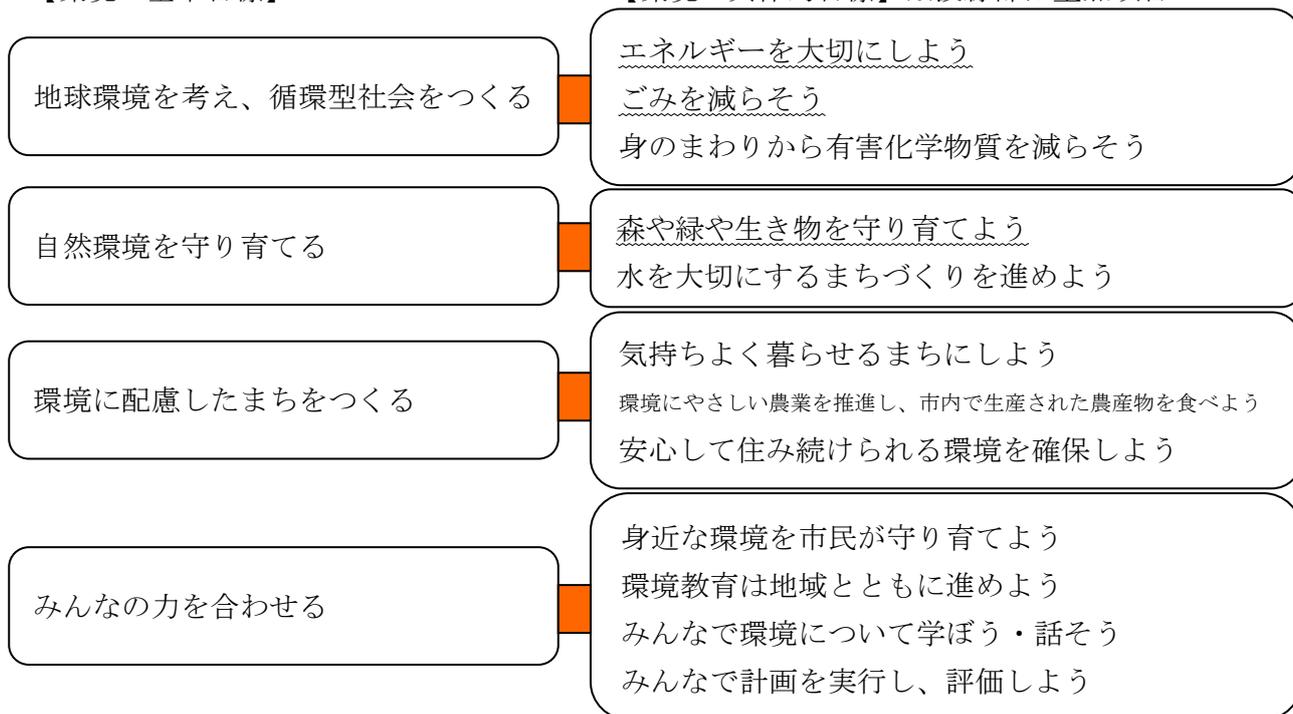
私たちが暮らす地球環境そのものの持続可能性をおびやかす問題として、地球温暖化問題は早急に解決すべき課題であり、国際社会でも様々な条約が締結されるなど、解決に向けた環境整備が進んでいます。

地球温暖化問題の原因は、私たちの日常生活や産業活動から排出される温室効果ガスであり、その排出を削減するためには、社会全体でのエネルギーの使われ方や、私たちのライフスタイルを見つめなおしていく必要があります。

このような状況を踏まえて、市民・事業者・行政が一体となり、特に力を入れて取り組むべき重点テーマとして地球温暖化対策を掲げ、富士見市環境基本計画で定めた具体的目標の中で、地球温暖化対策に関わりの深い「エネルギーを大切にしよう」「ごみを減らそう」「森や緑や生き物を守り育てよう」を、重点的に取り組むべき項目と位置づけます。

【環境の基本目標】

【環境の具体的目標】 ※波線部は重点項目



■計画の推進

(1) 推進組織

□富士見市環境施策推進市民会議

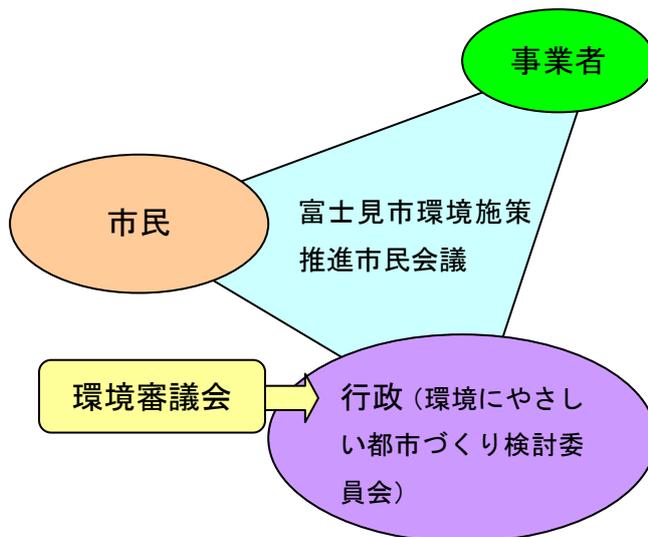
環境の保全・創造を目指す市民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた役割分担のもとで連携・協力しながら、お互いの自主的な行動を推進していくための組織です。

□富士見市環境審議会

市長からの諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項を調査し、審議します。また、必要に応じて環境の保全・創造に関する基本的事項について市長に意見を述べます。

□環境にやさしい都市づくり検討委員会

市役所内の総合的な調整を行う組織です。



(2) 進行管理

富士見市環境基本計画に基づいた取り組みは、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて実行し、各主体の取り組み状況について、定期的にとりまとめを行い、年次報告書の作成・公表を行います。公表された年次報告書に対して、市民・事業者や環境審議会、富士見市環境施策推進市民会議からの意見を収集し、次年度以降の計画の推進に反映させます。

第2章 富士見市の環境

第1節 地球環境を考え、循環型社会をつくる

1 エネルギーを大切にしよう

地球温暖化問題の原因である温室効果ガスの主な排出源となっているのは、私たちが普段使用している石油やガソリン、天然ガスなどのエネルギーです。社会活動全体でのエネルギーの使い方を見直すことによって、低炭素化社会の構築が求められています。

(1) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を進めるためには、主な原因とされる温室効果ガスが私たちの生活からどれだけ排出されているかを市民一人ひとりが認識し、行動することが必要不可欠です。

日々深刻化する地球温暖化問題を防止するため、本市では平成23年度から住宅用太陽光発電システム設置奨励金制度を開始すると共に、関係団体と連携した啓発活動を継続的に実施しています。

①住宅用太陽光発電システム設置奨励金

自然エネルギーを活用し、発電の際に温室効果ガスを排出しないことから、地球温暖化対策につながるとして、住宅用太陽光発電システムを新たに設置した市民を対象に、平成23年度から奨励金を交付し、2年間での交付件数は264件となり、市内における太陽光発電システム設置件数(平成24年度末日現在)は、電力事業者との電力受給契約数から約775件と推計されます。

②「エコライフDAY」への参加

埼玉県が中心となって行われている地球温暖化対策事業であり、各家庭で環境に配慮した生活を1日送っていただくことで、ちょっとした行動がどれだけ地球温暖化対策につながったかを専用シートで確認することができます。

本市では、各小中学校や富士見市環境施策推進市民会議と連携し、主に小中学生を通じた市民参加を広く呼びかけています。結果は富士見市環境施策推進市民会議による集計作業を基に埼玉県へ報告され、啓発事業など様々な分野で活用されています。

	参加者数 (人)	削減量 (kg-CO ₂)
平成24年夏季(8月)	6,329	4,397.6
平成24年冬季(12月)	6,796	4,909.2
合計	13,125	9,306.8

※埼玉県全体での年間の参加者数は約122万2350人、削減量は約918トンでした。

③富士見市環境家計簿の配布

専用シートを用いて、電気やガソリン使用量などから各世帯における1か月間の温室効果ガス排出量を計算することにより、地球温暖化への影響を広く市民に把握していただく事業です。

富士見市環境施策推進市民会議を通じて、市民に協力を呼びかけており、平成24年度は353世帯(974名)の参加をいただきました。

(2) 市庁舎の地球温暖化対策

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた地方公共団体の責務に基づき、本市では平成18年度に「富士見市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）を策定しました。

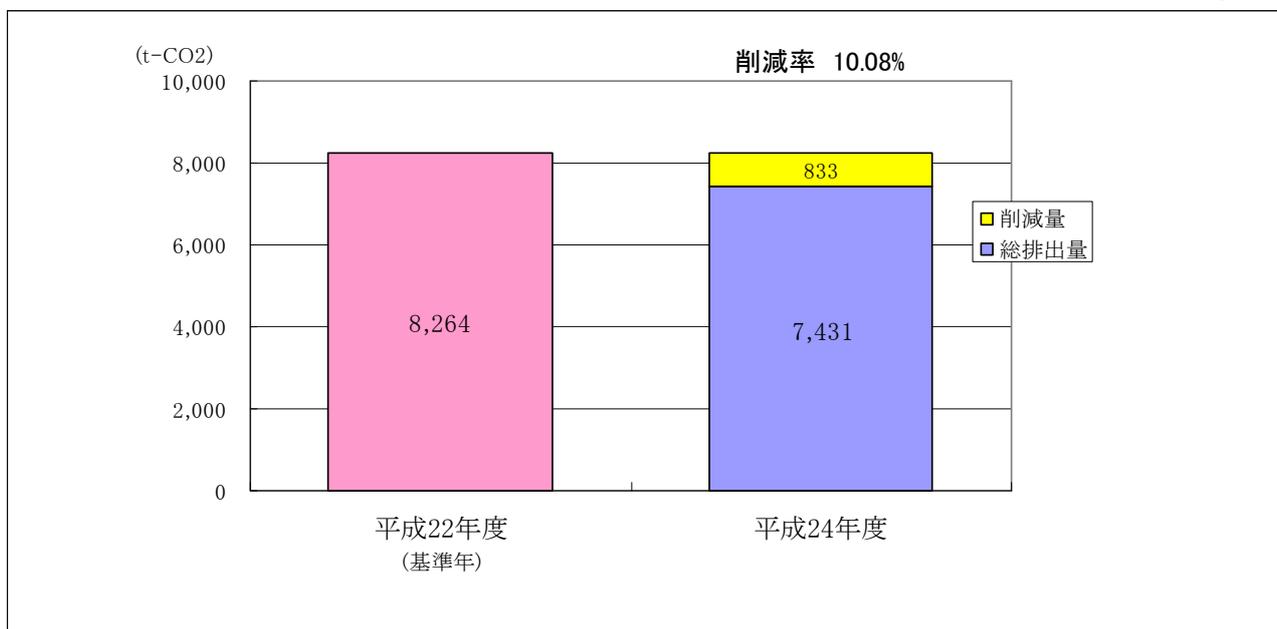
計画期間終了に伴い、平成24年度には、新たに「富士見市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）を策定し、引き続き地球環境への負荷の少ない市役所を目指しています。

①平成24年度の温室効果ガス排出量

本市では、「富士見市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）に基づき、平成22年度基準年とし、毎年1%の削減に努め、平成28年度の全ての行政活動から排出される温室効果ガスの量を基準年と比べ5.85%の削減を目指しています。平成24年度における温室効果ガスの総排出量は7,431 t-CO₂で、基準年に比べて10.08%の削減となりました。

温室効果ガス排出量の推移

(単位：t-CO₂)



②太陽光発電システムの設置状況

地球にやさしい行政活動を推進するために、本市では4箇所の公共施設に太陽光発電システムを導入しています。

太陽光発電システムを使用している施設一覧

施設名	発電容量	施設名	発電容量
市民文化会館	30kW	つるせ台小学校	10kW
ふじみ野交流センター	10kW	鶴瀬西交流センター	5kW

③低公害車の導入

本市で使用する公用車は、台数の削減と低燃費車への切り換えを順次行い、環境負荷の低減に努めています。平成24年4月1日の時点で使用している公用車110台のうち、ハイブリッド車を1台、低燃費車（平成27年度燃費基準達成車及び平成22年度燃費基準25%以上達成車）を6台、天然ガス自動車を5台導入しています。

2 ごみを減らそう

大量生産・大量消費社会がもたらした物質的な豊かさの代償ともいえる「ごみ問題」は、自然環境を破壊し、人類を含めた生態系と地球の未来をおびやかしています。ごみ処理に伴って発生する環境負荷を低減するために、ごみの削減に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(1) ごみの排出量

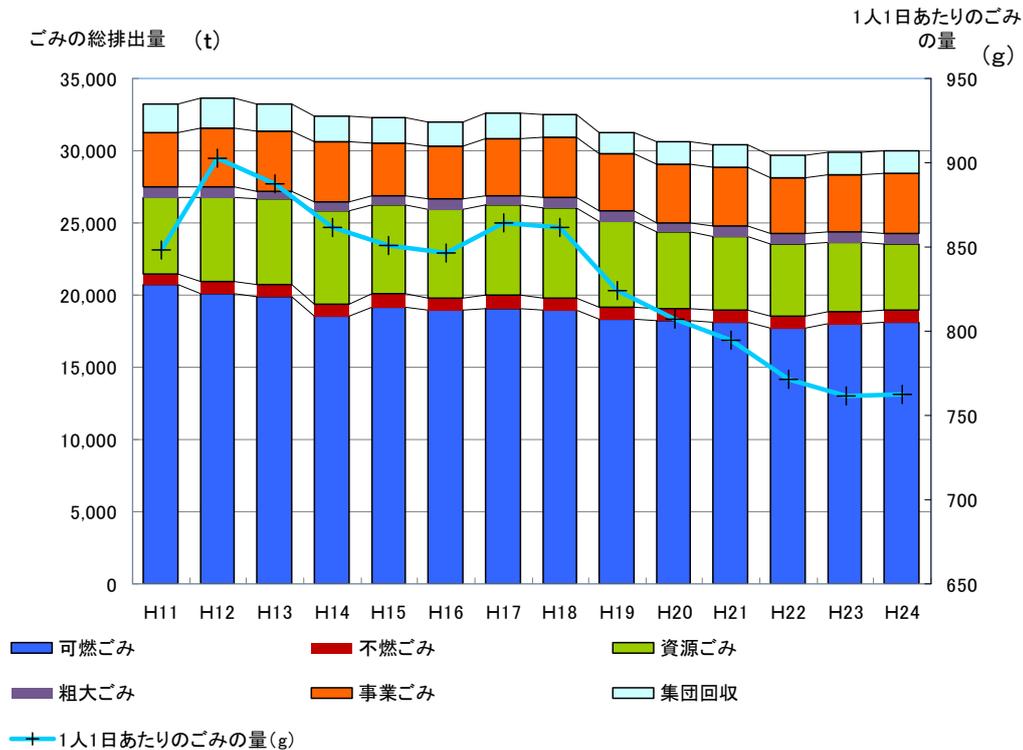
①一般廃棄物の排出量の推移

ごみの総排出量は、富士見市全体でみると平成12年度の33,686tをピークに平成24年度は30,009tへと減少傾向にあります。

ごみ種別でみると、可燃ごみはほぼ横ばいですが、資源ごみは平成14年度の8,331tをピークに平成24年度では6,242tへと大幅に減少傾向にあります。

また、1人1日あたりのごみの量(*)では、平成24年度は763gであり引き続き減少傾向にあります。

ごみ・資源の排出量



* 数値については、環境省の「平成11年度～24年度一般廃棄物実態調査」報告値です。

* 環境省の一般廃棄物実態調査の調査方法は、外国人登録人口を含まないことになっているため、人口は外国人登録人口を含まない数値で計算しています。

* 1人1日あたりのごみの量(g) = ごみの総排出量 ÷ 人口 (外国人人口含まず) ÷ 365日

* 人口10万人以上50万人未満の埼玉県内の自治体でみる一人あたりの一般廃棄物排出量は、平成22年度数値で12位に位置します。

②ごみの処分費用

本市の平成24年度のごみ処理経費（し尿処理費を除く）は、志木地区衛生組合（以下、「衛生組合」という）負担金、収集運搬費等で約8億円です。ごみの処理人口からみると、一人あたり年間8千円程度となります。

廃棄物処理事業経費(実態調査値)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ごみ総排出量(t)	30,666	30,418	29,725	29,905	30,009
ごみ処理経費(千円)	1,035,975	1,033,083	1,014,804	813,331	819,937
人件費	168,175	166,290	145,135	144,416	133,688
収集運搬費等	40,078	50,395	99,574	43,532	45,697
委託費	153,314	153,287	156,097	185,711	198,459
負担金	660,268	650,065	601,836	419,950	423,199
奨励金	14,140	13,046	12,162	19,722	18,894
1人当り年間ごみ処理原価(円)	9,083	9,687	9,461	7,562	7,714
1kg当り年間ごみ処理原価(円)	33.8	34.0	34.1	27.2	27.3

*端数処理をしているため合計が合わない場合があります。

*ごみ処理経費には、集団資源回収奨励金が含まれています。

*1人あたり年間ごみ処理原価(円)及び1kgあたり年間ごみ処理原価(円)は、総人口で算出しています。

*平成23年度より算出方法が変更になりました。

(2) ごみの収集と処理

①ごみの収集と処理について

本市のごみの収集は、市職員による直営収集と、廃棄物処理業者への委託による収集、資源回収業者との協定による収集で行っています。収集された可燃ごみは富士見環境センターで焼却処分され、残った灰は埼玉県寄居町・群馬県草津町等に運搬され、埋め立て処分されます。資源プラスチックはリサイクルプラザで分別され、処理業者のもとで再資源化されます。ビンは生ビン・有色ビンなどに分けられて、それぞれ再利用・資源化されます。カン・ペットボトルは保管施設で保管された後で、処理業者のもとで再資源化されます。粗大ごみは富士見環境センターで破碎した後分別し、資源として利用できるものは処理業者に渡し、焼却灰などは群馬県草津町等で埋め立て処分されます。

②最終処分量

市内を含め、衛生組合管内には最終処分場がないため、排出される焼却灰や集塵灰、不燃残渣は、埼玉県環境整備センター（寄居町）や民間施設（草津町）の最終処分場に埋め立てられています。

焼却灰や集塵灰の一部を民間の業者に委託してセメントや人工砂の原料としてリサイクルしています。

富士見市の一般廃棄物最終処分量

(単位：t)

年度	焼却灰	集塵灰	不燃残渣		合計
			金属残渣	ガラス残渣	
平成20年度	1,174	225	214	0	1,613
平成21年度	1,136	265	265	0	1,666
平成22年度	1,032	261	282	0	1,575
平成23年度	761	688	274	0	1,723
平成24年度	975	549	192	0	1,716

(3) 循環型社会の構築に向けた取り組み

①分別収集の推進

本市では、容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）第8条に基づき、平成8年に富士見市分別収集計画を策定し、現在までに5回の改定作業を行い、ごみの減量化と循環型社会の構築のための施策を推進しています。

分別収集の対象となる容器包装廃棄物の素材は、鋼製・アルミニウム製のほか、紙・ダンボール製、無色・茶色などのガラス製や、プラスチック製のものとなっており、それぞれの種類ごとの分別収集計画量を定めています。

分別収集計画量と分別収集実績 （単位：t）

			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ビン類	無色	計画量	408.00	404.00	396.00	412.00	408.00
		実績	401.66	420.53	435.89	430.11	424.84
	茶色	計画量	216.00	210.00	198.00	219.00	217.00
		実績	231.65	223.74	225.53	220.80	219.66
	その他	計画量	214.00	210.00	202.00	181.00	177.00
		実績	212.24	187.86	177.96	193.56	200.09
缶類	スチール	計画量	312.00	294.00	260.00	226.00	208.00
		実績	300.93	267.05	277.81	248.54	234.30
	アルミ	計画量	184.00	202.00	245.00	185.00	192.00
		実績	155.01	170.70	170.27	187.54	191.70
プラスチック類	ペット	計画量	347.00	354.00	369.00	354.00	354.00
		実績	342.34	354.32	368.91	384.92	383.43
	プラ	計画量	588.00	606.00	644.00	522.00	517.00
		実績	540.65	533.18	505.03	525.26	501.93
紙類	段ボール	計画量	741.00	770.00	780.00	692.00	685.00
		実績	694.66	706.66	708.78	746.83	748.47
	紙パック	計画量	15.00	12.00	12.00	18.00	18.00
		実績	16.89	17.54	20.34	19.74	18.51

②家電リサイクル法・パソコンリサイクルへの対応

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の改正（平成13年）及び資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）の改正（平成15年）により一部の家電製品やパソコンについては製造業者などによるリサイクルが義務付けられました。

これを受けて本市では、家電リサイクル法の対象となるテレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン・衣類乾燥機及びパソコンの処分については、家電小売業者や廃棄物処理業者などの紹介を行うことにより製造業者などによるリサイクルにつなげています。

③定期資源回収

定期資源回収とは、資源回収業者から構成されている東入間資源リサイクル協同組合との協定により、市内の資源ごみの回収を奨励する事業であり、資源回収業者の育成に効果的であるほかにも、委託契約による回収よりも財政的な負担が少ないことが特徴で、平成5年6月1日より実施されています。

④集団資源回収

本市では平成2年に集団資源回収実施団体奨励金交付制度を設置し、紙・布類やカン類、生ビン類を回収する団体（営利を目的としないものに限る）に対し、奨励金を交付しています。これにより、資源循環の促進のほかにも、地域による自主的な資源回収の推進、地域コミュニティの活性化などの副次的な効果が期待できます。過去15年間の推移を見ると、年々増加傾向にあった総回収量は、平成13年以降、ほぼ横ばいとなっています。

再資源化量

(単位：t)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ビン	982	977	977	992	983
カン	453	443	459	445	424
ペットボトル	343	346	362	379	378
資源プラスチック	656	644	636	645	628
紙類・布類	2,828	2,609	2,432	2,350	2,166
有害ごみ	42	40	31	44	44
小計	5,304	5,059	4,897	4,855	4,623
事業ごみ	18	23	23	21	4
集団資源回収	1,556	1,603	1,651	1,591	1,615
合計（資源化量）	6,878	6,685	6,571	6,467	6,242
ごみの総排出量	30,665	30,418	29,725	29,905	30,009
資源化率	22.4%	22.0%	22.1%	21.6%	20.8%

*資源化率（％）＝資源化量÷ごみの総排出量

*端数処理をしているため合計が合わない場合があります。

*中間処理施設の資源化量は、含んでおりません。

⑤公共施設の排出生ごみの堆肥化

給食センター、保育所など公共施設から排出される生ごみは、早期に減量化、資源化する手法として、堆肥化プラントを持つ専門業者が一括して回収・堆肥化処理する方法を実施しています。

⑥公園剪定枝のチップ化

公園で剪定された枝葉はチップ化し、ぬかるみ対策および雑草対策として公園などに撒かれています。平成24年度は、約33tの剪定枝がチップ化され、資源として活用されました。

(4) 不法投棄の現況

①不法投棄の回収量

不法投棄物の回収と、ごみゼロ活動による投げ捨てられたごみの回収量は、以下のようになっています。

なお、家電リサイクル法の施行に伴い、自治体では収集できなくなった家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）については、不法投棄が依然として多いことが確認されています。

不法投棄物および投げ捨てられたごみの回収量（処理困難物を除く）（単位：kg）

年度	不法投棄物	ごみゼロ活動による投げ捨てられたごみの回収量	
		空きカン	その他のごみ
平成20年度	14,760	40	13,580
平成21年度	13,760	420	15,100
平成22年度	12,020	320	17,700
平成23年度	13,160	220	11,580
平成24年度	7,440	20	14,960

②不法投棄の発生件数

平成24年度における不法投棄の発生件数と、場所の内訳は以下のようになっています。ゴミ集積所をはじめ、依然として多くの不法投棄が発生している状況です。

不法投棄発生件数（単位：件）

年度	ごみ集積所	公園	その他	合計
平成20年度	72	3	153	228
平成21年度	88	7	91	182
平成22年度	77	5	153	235
平成23年度	101	4	171	276
平成24年度	122	2	118	242

③不法投棄がもたらす財政負担

不法投棄されたごみや、ごみゼロ活動などにより回収された投げ捨てごみを処分する際の財政負担は以下のようになっています。

不法投棄がもたらす財政負担（単位：円）

年度	処理委託費等	不法投棄家電リサイクル料金	志木地区衛生組合負担金*	処理費総額
平成20年度	457,485	205,380	428,980	1,091,845
平成21年度	403,619	268,798	441,622	1,114,039
平成22年度	363,720	296,494	423,922	1,048,136
平成23年度	382,987	365,076	417,596	1,165,659
平成24年度	303,292	269,603	395,856	968,751

（注）平成18年度からは自動車リサイクル手数料を含む。

*志木地区衛生組合負担金とは、各市の搬入量に基づき割り当てられる負担金の概算値のことで、す。

3 身のまわりから有害化学物質を減らそう

私たちの暮らしを便利で快適なものにしてくれる化学物質。しかし、使用方法や使用量を間違えると、人の健康や生態系に大きな影響を与えるものもあります。化学物質についての正しい知識を身に付け、適正な使用を心がけていく必要があります。

(1) 有害化学物質対策の現況

① フロン対策の現況

オゾン層は人の皮膚や目に有害な紫外線を吸収し、地球を守ってくれています。それを破壊する物質として、フロンガスが注目されて以降、その使用が国際的に規制されることとなりました。

日本では、昭和63年にオゾン層保護法(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律)が公布され、オゾン層を破壊しやすい物質の使用を禁止しました。また、すでに家電製品などに使用されているフロンガスについては、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)やオゾン回収破壊法(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律)などにより、大気中に放出することなく適正に処理することが製造業者に義務付けられています。

② ダイオキシン対策の現況

平成7年に産業廃棄物焼却炉の密集や、ごみ処理施設とその周辺における高濃度汚染が明らかになったことで全国的に関心が高まったダイオキシン問題。埼玉県では、いち早くその対応方針などを策定し、原因となる不適正な焼却炉の使用や野外焼却などの行為を規制するなどの対策を講じてきました。その結果、県内におけるダイオキシンの総排出量は、平成9年度比で90パーセント以上の削減という水準を維持しており、平成24年度は約97パーセント削減を達成しています。

本市でも、大気中のダイオキシン類濃度調査などを実施しており、平成24年度は調査を始めた平成10年度と比較して約85パーセントの削減となっています。

③ アスベスト対策の現況

吸い込むことで健康被害を引き起こすアスベスト(石綿)は、建材など様々なところで使用され、アスベストを扱う工場だけではなく、日常生活でも見かけることもあり社会問題となりました。

対策としては、平成18年2月に公布された「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」に基づき、アスベストを扱う工場への飛散防止指導や、解体工事時の飛散防止対策及び周辺住民への情報提供の徹底などが実施されています。

なお、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を含む建築物の解体作業等は、埼玉県への届出を行う必要があります。

④ 公共施設のシックハウス対策の現況

公共施設の新築・増改築・改修などを行う際は、空気汚染物質発散建築材料等の使用制限に関する規定を踏まえた、使用建築材料の適正な選択による対策と、適正な換気システムの設置による対策を進めています。

なお、施工終了時においては室内空気濃度の測定を行い、測定結果が厚生労働省の指針値以内であることを確認した後に、工事完成としています。

第2節 自然環境を守り育てる

1 森や緑や生き物を守り育てよう

木々の緑は、見る人の心を和ませたり、都市の景観を高めたりするだけでなく、光合成によって二酸化炭素を吸収し、酸素を作り出すため、地球温暖化対策の大きな力にもなります。身近にある自然環境を守り、育てていくために何ができるのかを考える必要があります。

(1) 壁面緑化の実施

市庁舎南側から入る太陽光を遮ることで室内の温度上昇を防ぎ、夏期の冷房使用を抑えて地球温暖化対策を図ることを目的として、本市では平成20年度より壁面緑化に取り組んでいます。

平成24年度は庁舎南面の約49メートル、庁舎正面西側の約7.2メートルの壁面にヘチマのつるを絡ませて、緑のカーテンを作りました。

また、より多くの市民に壁面緑化を通じて地球温暖化問題を知っていただくため、庁舎以外の市内公共施設（公民館、交流センター、コミュニティセンター、保育所、小学校等）においてモデル事業を毎年実施し、広報や富士見ふるさと祭りでの紹介、収穫されたヘチマの種の配布を通じた啓発活動を行っています。



市役所庁舎



つるせ台小学校



富士見ふるさと祭りでの配布した種



富士見ふるさと祭り

(2) 自然環境の保全

①樹木・樹林の保存

本市では、良好な自然環境の保護と維持を行うため、市内の保存すべき樹木の指定と、その適切な維持管理のために助成金を交付しています。平成24年度に指定されている保存樹木などの内訳は以下のとおりです。

保存樹木の指定状況（樹種別）

樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数
ケヤキ	40本	シラカシ	1本	カシ	1本	ムクノキ	1本
クスノキ	3本	イチョウ	11本	イヌシデ	1本	スギ	2本
イトヒバ	1本	ヤナギ	1本	エノキ	1本	ヒマラヤスギ	1本

保存樹林の指定状況

面積 4,008㎡（大字水子156他）

樹種 クヌギ・コナラ

②生け垣設置奨励事業補助金制度

本市では、昭和61年に「富士見市生け垣設置奨励事業補助金交付要綱」を制定し、生け垣の設置に際して助成金を交付しています。

生け垣設置奨励事業補助金制度の実績

年度	申請件数	本数
平成20年度	4件	222本
平成21年度	6件	140本
平成22年度	3件	164本
平成23年度	2件	44本
平成24年度	2件	59本

③ふるさとの森

埼玉県では、昭和54年に施行された「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、埼玉らしさを感じさせるまとまった樹林地などを、「ふるさとの緑の景観地」や「ふるさとの森」として指定し、その保全に努めています。

ふるさとの森指定地域

名称と場所 富士見市氷川神社と横田家屋敷林（富士見市鶴馬地内）

指定年月日 昭和58年3月5日

面積 0.89ha（協定面積7,668.03㎡）

土地利用区分 山林77%（カシ・ケヤキ）その他23%

(3) 野生生物の現況

①水生生物調査

本市では、魚類や藻類などの水生生物の調査を市内河川4箇所で行っています。平成24年度の調査では以下の魚類が確認されました。

新河岸川	ウナギ、コイ、ギンブナ、モツゴ、タモロコ、ナマズ メダカ、ヌマチチブ、ヨシノボリ属
柳瀬川	ギンブナ、オイカワ、ウグイ、モツゴ、タモロコ、ニゴイ ドジョウ、ナマズ、アユ、グッピー、オオクチバス、ボラ、 ウキゴリ、マハゼ、ヌマチチブ
砂川堀	コイ、ギンブナ、オイカワ、モツゴ、タモロコ、ドジョウ メダカ
富士見江川下流	コイ、ギンブナ、ドジョウ、カラドジョウ、ナマズ、アユ、 メダカ、ウキゴリ

②鳥獣の飼養許可と保護

野生鳥獣の捕獲や飼養については、鳥獣保護法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）などによって規制されており、埼玉県では現在新規の登録は認められていません。

なお、傷や病気を負った野生鳥獣は、本市環境課または西部環境管理事務所にご相談のうえ、埼玉県の指定する以下の診療機関に運搬すれば、無料で診療を受けられます。

『みずほ台動物病院』

富士見市西みずほ台1-21-5 (Tel) 049-255-1122

③特定外来生物への対応

もともと日本にいなかった生物(外来生物)が、ペットとして輸入されるなどした後に野生化し、数を増加させて、生態系に大きな影響を与えることが問題となっています。特に影響の大きい外来生物は、外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)によって特定外来生物に指定されるほか、計画的な防除の対象になることもあります。

埼玉県では、特定外来生物のアライグマが、比企地域を中心として爆発的に増加していることへの懸念から、平成19年に「アライグマ防除実施計画」を定め、県内各市町の協力のもとに計画的な防除を行っています。



アライグマ



カミツキガメ

2 水を大切にすまちづくりを進めよう

荒川・新河岸川をはじめとして、多くの河川を有する本市は、昔から水田地帯として、豊富な水を利用してきました。豊かな水資源を将来に引き継いでいくためにも、河川や水路に配慮した環境整備を進めていく必要があります。

(1) 水資源の保全

水は、地表や地下を通じて浸透・湧出・流下して循環を繰り返し、河川の水量確保や水質浄化、水辺の環境・生態系の保全に大きな役割を果たしています。

中でも湧水は、地下環境の変化を知る窓口となります。湧水を保全していく行為は、地域の地下水・水資源の保全につながっていくことになり、環境保全上たいへん重要です。平成23年度に実施した市内湧水調査によると、平成14年度の調査と比較して新たな湧水が2箇所確認され、公園4箇所、神社・寺社内10箇所、民家敷地内12箇所の計26箇所で湧水が確認されています。

本市では、湧水量の確保に有効な農地や自然林の保全に努めているほか、透水性舗装の使用や宅地内への雨水浸透施設の設置指導を行っています。

また、平成16年には富士見市環境施策推進市民会議の推進員により、湧水の所有者へのインタビューを含めた調査を行いました。なお、平成20年度には気軽に見に行ける市内の湧水を紹介した「富士見市湧水マップ」を作成し、毎年、市内の小学5年生に配布しています。

(2) 河川の水質浄化

本市では、公共用水域の水質保全や周辺環境の改善、水洗化の促進を目的として、公共下水道汚水管の建設を行っており、平成24年度時点での普及率は94パーセントとなっています。

公共下水道の処理区域外では、し尿と生活雑排水をあわせて処理することができる合併処理浄化槽をはじめとする浄化槽の適正管理の啓発に努めています。

公共下水道の普及状況

年 度	処理区域面積 A (ha)	総人口 B (人)	処理区域内人口 C (人)	水洗化人口 D (人)	普及率 C/B (%)	水洗化率 D/C (%)
平成20年度	832.08	104,386	97,044	93,018	93.0	95.9
平成21年度	836.55	105,267	97,906	93,404	93.0	95.4
平成22年度	843.97	105,754	98,365	94,200	93.0	95.8
平成23年度	875.49	106,130	99,279	95,528	93.5	96.2
平成24年度	897.75	107,990	101,457	97,917	94.0	96.5

第3節 環境に配慮したまちをつくる

1 気持ちよく暮らせるまちにしよう

まちづくりは、私たちが健やかに暮らすための基盤としてだけでなく、環境負荷の低減についても重要な役割を担っています。あらゆる人が暮らしやすく、地球にもやさしい環境整備を目指していく必要があります。

(1) 公園整備の現況

《平成28年度までに一人あたりの都市公園面積7.2平方メートルを目指します》

都市公園として整備されている状況は下表のとおりです。平成24年度時点での市民一人あたりの都市公園面積は3.57平方メートルとなっています。

	街区公園	近隣公園	歴史公園	地区公園	都市緑地	市民緑地	緑の散歩道	合計
面積(㎡)	50,747	50,224	58,063	47,044	179,367	5,871	18,144	409,460
箇所数	26	4	2	1	14	2	8	57

(2) 街路樹の管理

街路樹は、自然の潤いや街の美しさを感じさせてくれる貴重な場所です。本市では、定期的に剪定や落ち葉の清掃を行い、快適な都市環境を保てるよう維持管理を行っています。

市内街路樹の高木・中低木の一覧

場 所 (道 路)	樹 種	本数・㎡
針ヶ谷中央通線(市道第5120号線)	ケヤキ	132本
針ヶ谷中通線(市道第5122号線)	トウカエデ	73本
みずほ台駅西通線(市道第5119号線)	プラタナス	97本
水子・鶴馬通線(市道第5130号線)	トウカエデ	108本
水子・鶴馬通線(市道第5130号線)	ベニカナメモチ	228㎡
みずほ台駅東通線(市道第5118号線)	イチョウ	161本
	カンツバキ	920㎡
	オオムラサキツツジ	148㎡
	アベリア	50本
南畑小通線(市道第5225号線)	ケヤキ	13本
	オオムラサキツツジ	78㎡
みずほ台中央公園前(市道第1496号線)	ケヤキ	2本
ふじみ野駅東通線(市道第5129号線)	クスノキ	123本
	オオムラサキツツジ	815㎡
	コクチナシ	10㎡
富士見文化通り(市道第5137号線)	オオムラサキツツジ	200㎡

場 所 (道 路)	樹 種	本数・m ²
上沢勝瀬通線(市道第 5127・5128 号線)	トウカエデ	81 本
	オオムラサキツツジ	858 m ²
	コクチナシ	10 m ²
	カンツバキ	50 m ²
ふじみ野駅西通線(市道第 5123・5231 号線)	ケヤキ	71 本
	ケヤキ(むさしの1号)	20 本
	オオムラサキツツジ	750 m ²
竹間沢大井勝瀬通線(市道第 5124 号線)	ハナミズキ	69 本
	オオムラサキツツジ	748 m ²
	ドウダンツツジ	110 m ²
亀久保勝瀬・勝瀬苗間通線(市道第 5125・5126 号線)	ハナミズキ	149 本
	オオムラサキツツジ	550 m ²
	コクチナシ	20 m ²
	クサツゲ	60 m ²
ふじみ野駅南通 1 号線(市道第 5219 号線)	コブシ	24 本
ふじみ野西 1-20 西(市道第 2675・2677 号線)	カツラ	9 本
ふじみ野西公園前(市道第 5220 号線)	モミジバフウ	5 本
ふじみ野西 4-10 西(市道第 5221 号線)	ナナカマド	1 本
市民プール脇(市道第 5223 号線)	オオムラサキツツジ	380 m ²
鶴馬 2-16 北(市道第 72 号線)	ツツジ	10 m ²
針ヶ谷 1-6 南(市道第 5218 号線)	サツキ	96 m ²
	ドウダンツツジ	13 m ²
下南畑八幡神社西(市道第 5230 号線)	サツキ	61 m ²

(3) 駅周辺における環境対策

本市では、対応策として市内3駅(みずほ台・鶴瀬・ふじみ野)周辺を各種条例に基づき、自転車放置禁止区域(平成4年)や路上喫煙禁止区域(平成22年)に指定し、放置自転車の撤去や路上喫煙者へのパトロール員による注意などを通じて、理解と協力を求めています。

放置自転車の撤去・処分状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
撤去回数	105回	105回	105回	105回	105回
撤去台数	6,299台	5,242台	4,706台	3,755台	4,128台
処分台数	2,485台	1,874台	2,294台	2,353台	2,374台

路上喫煙禁止区域パトロールの状況(1日あたり) ※午前、午後各4時間

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
注意件数(3駅の平均)	11.9人	12.74人	10.21人

2 環境にやさしい農業を推進し市内で生産された農産物を食べよう

減農薬や減化学肥料などにより、自然環境や健康に配慮した「環境にやさしい農業」が注目されています。また、地域への愛着を醸成することや環境負荷の低減のために、本市では地元で生産された農産物を食べる「地産地消」の取り組みをしています。

(1) 環境にやさしい農業の推進

① 埼玉県特別栽培農産物認証制度

埼玉県では、農林水産省の「特別栽培農産物表示ガイドライン」に基づき、農薬と化学肥料の使用を県が定めた慣行基準の半分以下に減らして栽培した農産物を、「埼玉県特別栽培農産物」として認定しています。

富士見市の埼玉県特別栽培農産物「水稲」の実施状況

年 度	生産者 (件)	栽培面積 (a)
平成 20 年度	10	742
平成 21 年度	10	742
平成 22 年度	12	995
平成 23 年度	12	1,024
平成 24 年度	13	1,048

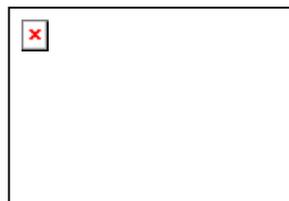
② エコファーマーの認定

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりや化学農薬・化学肥料の削減などの環境にやさしい農業に積極的に取り組む5年間の計画を立て、埼玉県知事の認定を受けた農業者です。

平成24年度の市内におけるエコファーマーの認定者は17人となっており、きゅうり、トマト、苺、水稲をそれぞれ生産している農業者です。

③ 環境に配慮した生産対策

J Aいるま野では、減化学肥料で栽培された、かぶ、ほうれん草をプライベートブランドとして販売し、安全・安心な農産物の流通促進を行っています。



富士見市マスコットキャラクター
『ふわっぴー』

(2) 地元産農産物の食の推進

① 地元産農産物の市内流通

本市では農業マップを作成し、市内の直売所や市役所内地場産品ショップ「ゆい」、農家の庭先販売などの案内を行っています。

② 学校給食への取り入れ

地元でとれた農産物を地元で食べる「地産地消」の取り組みは、地域の愛着の醸成につながるとともに、農産物を運搬する際に発生する温室効果ガスを抑制することによる環境負荷の低減に効果があり、本市でも市内小中学生が食べる学校給食に地元産農産物を取り入れています。

学校給食への富士見市産農産物利用状況

(単位：kg)

種類/年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ほうれん草	1,975	2,169	1,269	1,395	0
かぶ	2,757	1,876	2,653	2,009	0
小松菜	3,562	3,565	3,773	3,936	3,805
きゅうり	1,192	1,499	52	0	0
枝豆	310	111	110	266	225
水菜	54	0	0	0	0
にんじん	3,461	4,350	1,109	0	0
ブロッコリー	634	732	1,001	678	671
白菜	0	502	0	0	0
里いも	0	110	0	0	0
梨	0	0	250	670	600
市産野菜計	13,945	14,914	10,217	8,954	5,301
市産精白米	52,810	60,260	64,820	71,630	73,322

③ 地域ブランドの育成

埼玉県では、原料の生産地や製造が県内であるなどの品質基準を満たしている食品を、県の「ふるさと認証食品」として認証し、県ホームページなどで紹介を行っており、富士見市では平成 13 年度に味噌「無添加ふじみ育ち」が認証されています。

また、市の特産品を開発し、農業及び商業の活性化を図るために、市内でとれた米「彩のみのり」を使用した純米吟醸酒「縄文海進」のPRを、市広報やホームページ、新聞を通して行っています。



味噌「無添加ふじみ育ち」



縄文海進

3 安心して住みつづけられる環境を確保しよう

事業活動や日常生活の影響により発生する環境汚染を防止し、改善していくことは、安心して暮らせるまちづくりのためには大切なことです。あらゆる人や動植物が健やかに暮らしていくために、環境に配慮した暮らし方が求められています。

(1) 大気汚染の現況

①大気調査

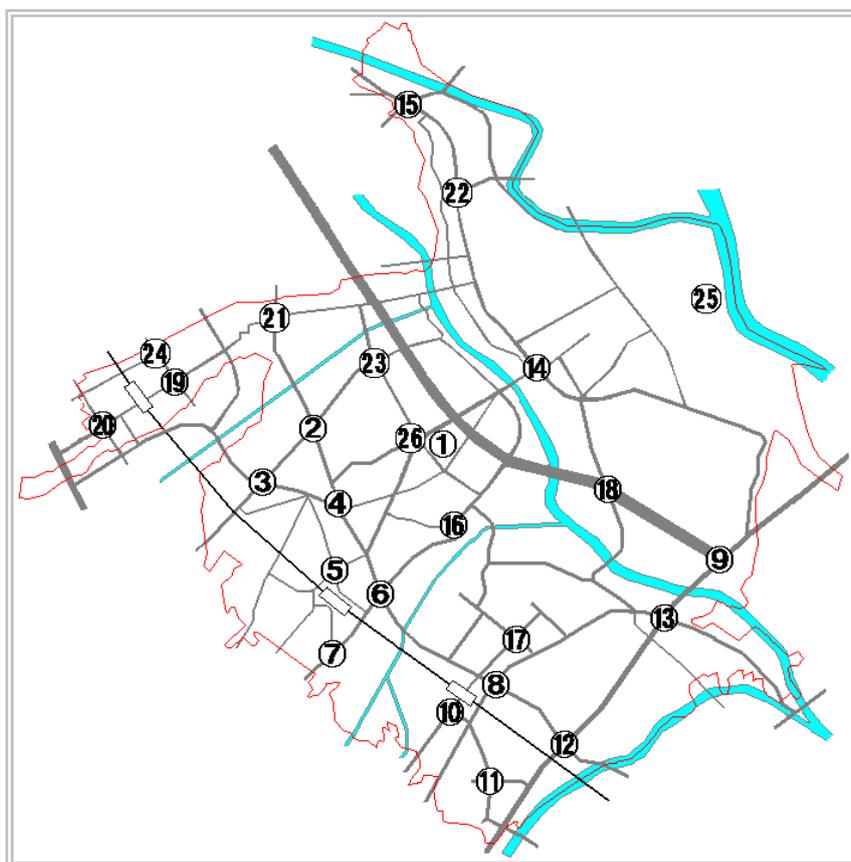
大気汚染の主な原因は、工場や自動車から大気中に排出される様々なガスです。それらに含まれる一酸化窒素（NO）・二酸化窒素（NO₂）・窒素酸化物（NO_x）は、酸性雨や光化学大気汚染の原因物質となり、特に高濃度の二酸化窒素は呼吸器に悪影響を及ぼします。

本市は、自動車NO_x・PM法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）の対象地域に指定されており、国や埼玉県が行う大気汚染関連の施策への協力を中心に、大気汚染の軽減に努めています。

なお、市内の大気汚染状況を把握するため、自動車の交通量が多い主要交差点22地点と、主要交差点から離れたバックグラウンド4地点の合計26箇所で大気中の二酸化窒素濃度を測定しています。

また、富士見市役所が埼玉県の常時監視測定局とされていることから、測定値分析の参考とするため庁舎屋上での測定も併せて実施しています。

二酸化窒素濃度調査地点



※地図中の番号は、次ページの表の調査地点に対応しています。

主要交差点地点の二酸化窒素濃度結果一覧表（1日平均値）

（単位：ppm）

調査地点	調査時期	
	8/1～8/8	12/3～12/10
No. 2（交差点名「埼玉コープ羽沢店前」）	0.015	0.021
No. 3（交差点名「上沢」）	0.019	0.024
No. 4（交差点名「鶴瀬小前」）	0.015	0.020
No. 5（地点名「富士見交番前」）	0.015	0.022
No. 6（交差点名「鶴瀬」）	0.021	0.028
No. 7（交差点名「鶴馬」）	0.016	0.024
No. 8（交差点名「並木」）	0.020	0.026
No. 9（交差点名「下南畑」）	0.028	0.034
No. 10（地点名「マルエツみずほ台店前」）	0.016	0.025
No. 11（地点名「氷川神社前」）	0.014	0.019
No. 12（地点名「水子横断歩道前」）	0.039	0.040
No. 13（交差点名「岡の坂」）	0.038	0.038
No. 14（交差点名「富士見高校入口」）	0.020	0.030
No. 15（交差点名「東大久保」）	0.018	0.022
No. 18（地点名「エネオス富士見バイパス給油所前」）	0.018	0.027
No. 19（地点名「ふじみ野駅東口先」）	0.013	0.022
No. 20（地点名「ふじみ野駅西口先」）	0.014	0.023
No. 21（交差点名「勝瀬」）	0.015	0.021
No. 22（地点名「東大久保中」）	0.014	0.020
No. 23（地点名「富士見ニュータウン」）	0.014	0.022
No. 24（地点名「勝瀬市境交差点」）	0.015	0.022
No. 26（地点名「市役所前」）	0.015	0.024
主要交差点平均値	0.019	0.025

バックグラウンド地点の二酸化窒素濃度結果一覧表

（単位：ppm）

調査地点	調査時期	
	8/1～8/8	12/3～12/10
No. 1 富士見市役所前	0.011	0.020
No. 16 富士見台中学校	0.012	0.019
No. 17 みずほ台中央公園	0.012	0.018
No. 25 登戸馬場公園	0.011	0.017
バックグラウンド平均値	0.012	0.019

相関地点（埼玉県常時監視測定局付近）

（単位：ppm）

No. 1' 富士見市役所屋上	0.013	0.020
-----------------	-------	-------

※環境基準は0.04～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下。

②光化学スモッグの現況

工場や自動車から排出される窒素酸化物と炭化水素が、太陽からの紫外線により光化学反応を起こすと、光化学オキシダントが生成されます。この光化学オキシダントの濃度が高くなることで、「光化学スモッグ」が発生し、のどが痛くなる、目がチカチカするなどの影響を与えます。

埼玉県は地理的に京浜工業地帯の北、鹿嶋工業地域の西に位置し、首都圏に通じる道路交通網により通過車両数が多く、光化学スモッグが起きやすい環境にあります。埼玉県では、「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」に基づく光化学スモッグ常時監視体制をとり、光化学オキシダント濃度により予報、注意報、警報、重大緊急報を発令しています。本市では、「富士見市光化学スモッグ緊急時対策要綱」に基づき、県からの発令が注意報以上だった場合には、防災無線の利用、各教育機関への連絡により、市民への情報提供を行っています。

光化学スモッグ注意報月別発令日数

(単位：日)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
平成20年度	0	1	1	5	1	0	8
平成21年度	0	2	2	1	1	0	6
平成22年度	0	1	0	5	5	3	14
平成23年度	0	0	3	2	3	1	9
平成24年度	1	0	0	2	0	0	3

③微小粒子状物質（PM2.5）の現況

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に漂う粒径2.5マイクロメートル以下の小さな粒子のことで、径が非常に小さいため（髪の毛の太さの30分の1程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

埼玉県では、「埼玉県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起要綱」に基づく常時監視体制をとり、微小粒子状物質（PM2.5）の濃度の状況により注意喚起を行っております。本市では、「微小粒子状物質（PM2.5）対応マニュアル」に基づき、県からの注意喚起の依頼があった場合、防災無線の利用、各教育機関への連絡により、市民への情報提供を行っています。

(2) ダイオキシン類の現況

ダイオキシン類は、身のまわりにある物を燃やすことで発生する物質で、平成12年に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気・水質・土壌での環境基準が設けられています。本市では、ダイオキシン類の実態を把握するために、市内の小中学校などで大気・土壌中のダイオキシン濃度の測定を実施しています。

大気中のダイオキシン類濃度調査結果 (単位：pg-TEQ/m³)

調査時期	調査地点				環境基準
	市役所屋上	つるせ台小学校	水谷小学校	東中学校	
5/16～5/23	0.037	-	-	-	年平均 0.6以下
7/19～7/26	0.033	0.059	0.035	0.034	
10/17～10/24	0.030	-	-	-	
1/10～1/17	0.063	0.056	0.057	0.063	

※市役所屋上は埼玉県が調査しています。

土壌中のダイオキシン類濃度調査結果 (単位：pg-TEQ/g)

調査時期	調査地点	調査結果	環境基準
1/17	びん沼自然公園	5.3	1,000以下

(3) 水質汚濁の現況

本市では、今後の環境行政の基礎資料とすることを目的として、市内を流れる新河岸川・柳瀬川・富士見江川・砂川堀・唐沢堀の水質汚濁の状況を把握しています。

近年では下水道や合併処理浄化槽の普及により、河川の水質は改善傾向にあります。

平成24年度水質調査結果

(BOD・SS・DO 単位:mg/l)

調査地点	調査日	採取時間	調査項目			
			pH	BOD	SS	DO
No.1 新河岸川 南畑橋上流付近	H24.7.25	9:50	7.2	1.1	10	8
	H25.2.1	9:26	7.1	1.7	7	6.9
No.2 柳瀬川 富士見橋下流付近	H24.7.25	12:05	7.3	1.0	<1	7.8
	H25.2.1	11:13	7.5	1.6	2	12
No.3 砂川堀 勝瀬橋下流付近	H24.7.25	9:05	7.1	1.1	2	10
	H25.2.1	8:50	7.1	3.8	6	7.3
No.4 富士見江川上流 三芳町境付近	H24.7.25	15:00	6.7	<0.5	3	9.7
	H25.2.1	14:10	7.1	0.5	1	18
No.5 富士見江川中流 親水公園付近	H24.7.25	14:00	6.8	<0.5	<1	10
	H25.2.1	13:35	7.0	1.1	<1	9.3
No.6 富士見江川下流 寿橋上流付近	H24.7.25	10:25	8.7	1.6	10	15
	H25.2.1	9:55	7.9	0.8	1	15
No.7 唐沢堀 唐沢公園付近	H24.7.25	11:05	7.8	1.3	1	6.9
	H25.2.1	13:10	7.5	1.7	<1	6.6
環境基準	河川C類型 (柳瀬川)		$6.5 \leq 8.5$	≤ 5	≤ 50	≥ 5
	河川D類型 (新河岸川)		$6.0 \leq 8.5$	≤ 8	≤ 100	≥ 2
	河川E類型		$6.0 \leq 8.5$	≤ 10	ごみ等の浮遊が認められないこと	≥ 2

※環境基準が適用される河川は、新河岸川(D類型)と柳瀬川(C類型)のみで、その他の河川は「E類型」を目安としています。

(4) 自動車騒音常時監視

自動車騒音常時監視とは、騒音規制法第 18 条に基づき、環境基準に係る自動車騒音レベル、道路条件、交通条件、沿道条件を調査し、環境基準の達成状況を面的に把握することを目的とした調査です。原則 2 車線以上を有する道路が対象となり、実施計画に基づき対象路線の測定を行っています。

本市においては、平成 24 年度から事務権限移譲に伴い、自動車騒音常時監視を実施しています。

平成 24 年度自動車騒音常時監視結果

調査路線

No.	路線名	始点	終点	延長距離(km)
1	一般国道 254 号	三芳町・富士見市境	一般国道 463 号	3.0
2	一般国道 463 号	志木市・富士見市境	一般国道 254 号	0.3
3	一般国道 463 号	志木市・富士見市境	志木市・富士見市境	0.2

測定結果

No.	路線名	時間区分	調査結果	環境基準との比較		要請限度との比較	
1	一般国道 254 号	昼間	6 6	○	7 0	○	7 5
		夜間	6 4	○	6 5	○	7 0

※No.2 と No.3 につきましては、No.1 の調査結果を準用しています。

面的評価結果

No.	路線名	評価対象住居 戸数 (戸)	環境基準達成数 (戸)				環境基準達成率 (%)
			昼○ 夜○	昼○ 夜×	昼× 夜○	昼× 夜×	
1	一般国道 254 号	421	419	2	0	0	99.5
2	一般国道 463 号	5	5	0	0	0	100
3	一般国道 463 号	0	0	0	0	0	-

※No.3 につきましては、対象戸数が 0 戸であるため、環境基準達成率は算出できません。

(5) 公害対策の現況

①騒音・振動の防止

公害の中でも、騒音は日常生活に関係が深く、その発生源も様々です。工場・事業所から発生する騒音・振動に関しては、騒音規制法・振動規制法・埼玉県生活環境保全条例により規制基準が定められています。近年は生活様式の変化や住宅の密集により、商店・飲食店から発生する騒音についての問い合わせが多くなっています。振動は、程度によっては物的損害が発生することもあります。騒音や悪臭と同様に感覚公害といわれ、感覚的・心理的影響にとどまるものがほとんどです。

騒音規制法・振動規制法による特定工場及び特定施設の数

騒音規制法			振動規制法		
特定工場の総数		43	特定工場の総数		29
特定施設	金属加工機械	113	特定施設	金属加工機械	146
	空気圧縮機等	123		圧縮機	43
	土石用破砕機等	2		土石用破砕機等	2
	織機	0		織機	0
	建設用資材製造機械	1		コンクリートブロックマシン等	0
	穀物用製粉機	0		木材加工機械	0
	木材加工機械	0		印刷機械	1
	抄紙機	0		ロール機	0
	印刷機械	3		合成樹脂射出成形機	11
	合成樹脂射出成形機	14		鋳造型機	0
	鋳造型機	0			
	計	256		計	203

埼玉県生活環境保全条例による指定工場及び指定施設の数

指定騒音工場の総数		22	指定振動工場の総数		0
指定騒音施設	木材加工機械	32	指定振動施設	シェイクアウトマシン	0
	合成樹脂用粉砕機	0		オシレイティングコンベア	0
	ペレタイザー	0			
	コルゲートマシン	15			
	シェイクアウトマシン	-			
	ダイカスト機	14			
	冷却塔	0			
	計	61		計	0

②悪臭の防止

悪臭は、吐き気や食欲不振、頭痛、不快感などをもたらす感覚公害であり、主に感覚的・心理的な被害により生活環境を損なうものです。悪臭の防止については、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき規制がされています。

近年、市民から寄せられる相談は、法令で規制されている悪臭についてはほとんど無く、一般家庭の浄化槽の不適正な管理から発生する臭いの相談がほとんどです。

③その他の対策

本市では、その他の公害として様々な相談を受け付けており、主な対策は以下のとおりです。

・ 野外焼却

周辺の生活環境や、住民に健康被害をもたらす恐れのある焼却行為は、埼玉県生活環境保全条例により禁止となっていますが、農業を営むためにやむを得ず行う焼却などは除外される場合があります。

しかしながら、周辺の生活環境に支障を与えている状況が確認された場合には、焼却行為の中止などの配慮をお願いしています。

・ 鳥獣被害等

住宅などに迷い込み動けなくなった野生鳥獣の保護を行っています。

また、鳥獣被害として、全国的にも問題となっているムクドリによる鳴き声や糞による被害がふじみ野駅周辺で発生しており、本市ではムクドリの飛来状況や行動に注視しながら、樹木の剪定や鳥が嫌う忌避音による追い払い、糞の清掃などの対策を行っています。

・ あき地の適正管理

あき地に雑草などが繁茂したままであると火災や犯罪、虫の発生などの周辺の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。本市では、昭和 49 年に「富士見市あき地等環境保全条例」を策定し、不適切な管理状態のあき地所有者及び管理者に対して、定期的な管理を行うように指示しています。

・ 関係機関との連携

地盤沈下、水質汚濁、土壌汚染などについては、埼玉県が主な所管となっていますが、状況により先行して現地調査を行うなど、関係機関と連携して対応を図っています。

公害等相談件数

(単位：件)

年 度	騒音	振動	悪臭	野外焼却	水質	鳥獣	雑草	その他	合計
平成 20 年度	7	0	6	5	6	11	21	2	58
平成 21 年度	11	0	1	14	6	7	21	13	73
平成 22 年度	11	0	5	22	4	7	11	18	78
平成 23 年度	10	0	3	8	1	17	15	1	55
平成 24 年度	9	1	5	13	1	11	24	2	66

(6) 放射性物質による環境汚染への対応

①放射線の状況

平成23年3月11日東日本大震災に伴い発生した、東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質は、広範囲に環境汚染をもたらし、本市においても空間放射線量の測定などからその影響を確認いたしました。

②講じた施策

本市では、「富士見市における空間放射線量への対応方針」（以下「対応方針」という）を策定すると共に、関係各課で組織する放射線対策委員会を設け、情報の共有化や各施策などを通じて安心安全な生活環境の確保に努めています。

・空間放射線量の測定

市内小中学校、保育所、公園など公共施設52施設において敷地内中央を測定する定点測定や当該施設内において雨水が溜まりやすい箇所などの詳細測定を実施しています。

・水道水や給食等の放射性物質の検査

市内水道水をはじめ、学校や市立保育所など公設公営施設における給食やおやつについては、毎月放射性物質の検査を実施しており安全性を確認しています。

また、富士見市産農作物については、埼玉県による放射性物質の県産農産物への影響調査から安全性を確認しています。

・低減対策

これまでの空間放射線量の測定から、対応方針にて定めた公共施設における低減作業基準（地表5cmの高さの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト）を超えた場所が延べ33箇所確認（平成25年3月末日現在）されました。

本市では、対応方針に基づき策定した「公共施設における空間放射線量低減マニュアル」に従い表土の削り取りを実施し、当該敷地内への埋設保管を行いました。

低減作業後の空間放射線量は、いずれも低減作業基準を下回っています。

・測定機器の貸出し

市民や市内に事務所がある法人を対象に、自宅敷地内などの空間放射線を把握することができるように、簡易測定機器の貸し出しを行っており、平成25年3月末日現在、延べ168名が利用しています。

・情報の発信

本市における施策や得られた情報は、ホームページなどを活用し随時公開しています。



低減対策の様子

第4節 みんなの力を合わせる

1 身近な環境を市民が守り育てよう

身近な環境を守り育てるために、それぞれの主体が単独でできる活動は限られています。本市の望ましい環境像の実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割に応じた活動をしていく必要があります。

(1) 地域ボランティア団体の活動

投げ捨てられたごみや、置き去りにされた犬のふんの無い、きれいなまちをつくるためには、市民一人ひとりが自分の住むまちの環境に関心を持ち、活動していくことが必要です。

本市では、町内会や自治会、育成会などの団体からの協力により、環境美化活動（クリーン作戦）を実施し、地域の環境美化意識の向上に向けた啓発活動を行っています。

クリーン作戦取り組み実績

年 度	団 体 数	活動回数合計	参加人数合計
平成 20 年度	41 団体	53 回	4,510 人
平成 21 年度	39 団体	58 回	5,508 人
平成 22 年度	50 団体	74 回	6,389 人
平成 23 年度	52 団体	65 回	6,060 人
平成 24 年度	53 団体	83 回	7,684 人

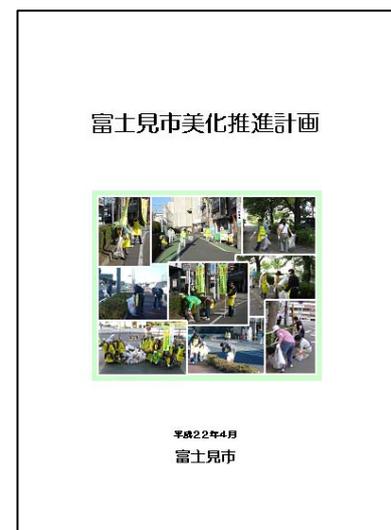
(2) 富士見市美化推進計画

清潔で美しいまちづくりを推進し、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする「富士見市をきれいにする条例」（平成19年10月1日施行）に基づき、平成22年4月に「富士見市美化推進計画」を策定しました。

この計画は、ごみの投げ捨てなどの無い、清潔で美しいまちづくりを目指すために、

- 『1 始めよう目を向け気づくまちの美化』
- 『2 育てよう一人ひとりの美化意識』
- 『3 取り組もう「きれい」を守る美化活動』
- 『4 広げようチームワークで美化運動』

以上4項目を市民・事業者・行政が相互に連携し、まちぐるみで実行することを基本方針としています。



2 環境教育は地域とともに進めよう

環境教育は、人間が環境に与える影響についての理解と関心を高め、次世代を担う子どもたちの環境を大切にすることを育てるために重要な役割を果たしています。また、環境教育の現場は必ずしも学校だけでなく、家族単位や地域単位で行っていくことが必要となります。

(1) 環境啓発活動の現況

①富士見ふるさと祭りでの活動

富士見ふるさと祭りの環境コーナーでは、来場者の方々が環境について学びながら、楽しめる内容として、環境関連団体や企業による様々な企画や、フリーマーケットなどを行っています。

また、市民総合体育館の展示会場では、市内の身近な環境や地球温暖化問題などについてのパネルのほか、市内小中学生による環境問題啓発ポスターの優秀作品を展示しています。

平成24年度は401点の参加があり、その内の入選12点、優秀賞5点、最優秀賞1点を選び、最優秀賞及び優秀賞受賞者については富士見ふるさと祭りで表彰しています。



環境ポスター表彰式



環境コーナー（フリーマーケット）



環境コーナー（エコキャップ回収）



環境コーナー（ゴミの分別）

②学校での環境講座

本市では、将来の社会を担っていく子どもたちが、人と環境との関わりについて学び、関心を高められる機会として、市内小中学校からの依頼により環境に関する講座を行っています。

3 みんなで環境について学ぼう・話そう

様々な環境問題についての取り組みを行っていくためには、まず一人ひとりが環境に対する関心を持ち、お互いが持っている情報を交換する場所や、新たな知識を学習するための機会が必要になります。

(1) 環境情報の提供

本市では、様々な環境問題や市の実情について、講座などを通じて広く市民へ周知・啓発を図っています。

・ 出前講座

市民団体や小中学校の依頼により地球温暖化やごみの問題といった出前講座を実施しており、平成24年度は、「地球温暖化対策」、「ごみの分別」をテーマに年5回開催し、371名が参加しました。

・ 環境講座

富士見市環境施策推進市民会議との共催により、環境に関する講演会（環境講座）を年1回実施しています。平成24年度は「実践しよう！ごみ減量化の取り組み」をテーマに開催し、合計62名が参加しました。



環境講座の様子

(2) 富士見市市民人材バンク

富士見市市民人材バンクの制度は、「市民同士の学び合い・助け合い」ができるよう支援することを目的として設立され、平成15年4月から利用が開始されました。具体的には、地域やグループで行う学習活動、スポーツ活動、地域活動などの活動に対して、指導・協力いただける方（個人・団体）を登録し、その情報を提供する仕組みです。また、制度の有効活用やPRを市民との協働で進めるため、「富士見市市民人材バンク推進員の会」を組織し、人材バンク登録者と利用者の開拓、市民への広報、普及のための「モデル事業」の実施などを、主な事業内容として活動しています。

平成24年度の登録数は、個人での登録129人、団体での登録52団体となっており、平成24年度の利用件数は299件、利用人数は19,768人となっています。今後は、環境分野における利用や活用が期待されています。

4 みんなで計画を実行し、評価しよう

本計画の掲げる望ましい環境像の実現には、市民・事業者・行政のそれぞれの主体の一致団結した行動が求められるだけでなく、定期的に活動状況を取りまとめ、それを評価した上で、必要に応じて見直していくための仕組みもまた必要となります。

(1) 推進体制

①富士見市環境施策推進市民会議

富士見市環境施策推進市民会議は、人と自然とが共生できる豊かな環境の創造を目指して策定された富士見市環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政の120名で構成されている団体です。

主な活動は、地球温暖化問題を重点テーマとして、市内3駅前での環境問題啓発キャンペーンや富士見市をきれいにする条例の普及・啓発のキャンペーンなどを実施しており、また、鶴瀬東、鶴瀬西、水谷、南畑の4ブロックに分かれて地域清掃活動（クリーン作戦）を行うなど、地域の実情に合わせた活動を行っております。



富士見市をきれいにする条例キャンペーン



クリーン作戦

②富士見市環境審議会

富士見市環境審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項を調査し、審議します。また、必要に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができます。

環境審議会は学識経験者6名、事業者4名、市民団体3名、公募市民2名の合計15名で構成されています。

③富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会は、環境に関する施策について行政内部の総合的な調整や計画の進行管理を行う組織で、関係課の課長により構成されています。

(2) 活動状況の報告

本市の環境の状況や環境に関する施策を定期的に報告するために、年次報告書「富士見市の環境」を発行しています。

第3章 資料編

第1節 環境関連条例等

■富士見市環境基本条例■

平成13年12月25日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、人と自然の調和を目指した「富士見市環境にやさしい都市宣言」の趣旨にのっとり、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動で生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の堀採のための土地の堀削によるものを除く。）及び悪臭によって人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴っ

て生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に当たっての環境優先の理念)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、富士見市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(総合的調整)

第11条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うものとする。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境施策に関すること。

(3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(環境配慮の推進)

第12条 市は、事業者が環境に影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮をすることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止する規制措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

(支援措置)

第14条 市は、市民又は事業者が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第15条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民又は事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、第17条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができると努めるものとする。

(調査の実施)

第21条 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第22条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(日常生活等に係る環境配慮)

第23条 市は、市民又は事業者が自らその日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減の目標について定め、その目標の達成状況の検証を行い、その結果に基づき、自らの日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減について配慮するよう、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第25条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と連携して、地球環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第26条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(環境審議会)

第27条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

(1) 第8条第3項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、環境の保全及び創造に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(富士見市公害対策審議会条例の廃止)

2 富士見市公害対策審議会条例(昭和48年条例第13号)は、廃止する。

(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の32の項及び別表第3中「公害対策審議会委員」を「環境審議会委員」に改める。

■富士見市環境審議会規則■

平成14年4月22日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市環境基本条例(平成14年条例第31号)第27条の規定に基づき、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、自治振興部環境課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

■富士見市あき地等環境保全条例■

昭和49年12月26日

条例第52号

(目的)

第1条 この条例は、あき地及びあき地以外の土地(以下「あき地等」という。)に繁茂した雑草等が放置され、若しくは残土等の置き場として使用され、又は沼地化したままで放置されている等、良好な状態で維持管理されていないため、火災又は犯罪の発生の原因となり、かつ、市民の生活環境を維持することができないことにかんがみ、これらのあき地等を整備し、清潔な環境を保全し、もって市民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「あき地」とは、現に人が使用していない土地をいう。

2 この条例で「あき地以外の土地」とは、通常人が使用している土地でその管理の状態があき地に等しい土地をいう。

3 この条例で「不良状態」とは、雑草等が繁茂し、若しくは汚物が投棄され、又はあき地が残土等の置き場として使用され、若しくは沼地化し、これらがそのまま放置されているため、火災若しくは犯罪の発生又は非衛生の原因となり、市民の健康と生活環境を著しく阻害するような状態をいう。

(所有者の責務)

第3条 あき地等の所有者又は管理者は、当該あき地等が不良状態にならないように維持管理しなければならない。

(市長の指導、助言及び勧告)

第4条 市長は、あき地等が不良状態になるおそれがあるとき、又は不良状態にあるときは、それらの土地の雑草等の除去等、あき地の整備について必要な指導又は助言をすることができる。

2 市長は、前項に定める指導、助言を受け、なお履行しない者があるときは、当該あき地等の所有者又は管理者に対し、雑草等の除去等あき地の整備について、必要な措置を勧告することができる。

(命令)

第5条 市長は、前条第2項に定める勧告を受け、なお履行しない者があるときは、当該あき地等の所有者又は管理者に対し、雑草等の除去等あき地の整備について、必要な措置を命令することができる。

(あき地の活用)

第6条 あき地等の所有者又は管理者は、公共の福祉のため、当該あき地を活用するように努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■富士見市をきれいにする条例■

平成19年6月25日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 投げ捨て 空き缶等を持ち帰らず、これを回収容器その他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。

(2) 放置 犬のふんを持ち帰らず、放置することをいう。

(3) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので、投げ捨てられることによりごみの散乱の原因となるものをいう。

(4) 公共の場所 市内の道路、公園その他屋外の公共の用に供する場所をいう。

(5) 路上喫煙 公共の場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者をいう。

(7) 事業者 市内で事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。

(8) 市民団体 主に市民により組織された営利を目的としない団体をいう。

(9) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び市民団体と協働して具体的な推進計画を定め、実施しなければならない。

3 市は、まちをきれいにする活動を自主的に行う市民団体から協力依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、犬を散歩させるときは、犬のふんを処理するための用具を携帯し、それを当該用具に入れて持ち帰り、適正に処理しなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止に関する施策(以下「美化推進施策」という。)に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、投げ捨てを防止するために必要な措置を講じるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の環境美化に努めるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(投げ捨ての禁止)

第7条 市民等は、空き缶等の投げ捨てをしてはならない。

(放置の禁止)

第8条 市民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に犬のふんを放置してはならない。

(路上喫煙の防止)

第9条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、公共の場所を

管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(美化推進重点区域の指定)

第10条 市長は、環境美化の推進を図るため、特に必要があると認める区域を美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により重点区域を指定しようとするときは、関係地域住民及び関係団体の意見を聴くものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第11条 市長は、重点区域において、路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認める区域を路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、路上喫煙禁止区域について準用する。

(路上喫煙の禁止)

第12条 市民等は、禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

(1) 重点区域において第7条又は第8条の規定に違反した者

(2) 前条の規定に違反した者

(美化推進計画)

第14条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。

(1) 投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項

(2) 路上喫煙を防止するための施策に関する事項

(3) 環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項

(4) 市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

第2節 環境に関する用語解説

(五十音順)

□アスベスト

蛇紋石や角閃石といった天然の鉱石が繊維状に変形したもので、耐久性や耐熱性にすぐれていることから、これまで数多くの製品に利用されてきました。しかし、肺がんや中皮腫、じん肺の原因となるなど、人体に悪影響を及ぼすことが分かり、規制措置が取られました。「アスベスト関連法」は、人体に健康被害を及ぼすアスベストの処理などについての方法を規制する法令のことで、「大気汚染防止法」や「廃棄物処理法」、「建設リサイクル法」、「労働安全衛生法」などがあります。

□硫黄酸化物 (SO_x)

石炭や重油などを燃焼する際に、燃焼物中の硫黄分と酸素が結合して生成されるもので、大気汚染物質のひとつとなっており、呼吸器疾患や酸性雨発生の原因となっています。

□雨水浸透施設

雨水が地表から地中に入り込む速度を速めるために設置する施設のことで、浸透ます、浸透トレンチ、浸透性舗装などがあります。

□SS

「浮遊物質量」のことで、水中に浮いている物質のうち、ろ過で分離できるものです。水の濁りの原因となり、数値が大きいほど透明度が悪くなります。

□温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表から放射される赤外線を吸収して、大気を暖めると同時に、一部の熱を再放射して地表の温度を高める効果を持つガスの総称で、大気中に占めるこれらのガスの割合が増えることが、地球温暖化の原因となっています。主な温室効果ガスには二酸化炭素のほか、メタン (N₂O)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆) があります。

□環境家計簿

日常生活で使用している電気や水、ガソリンなどの量を家計簿のようにつけることで、普段の生活が及ぼしている環境への負荷を再確認できるようにしたものです。

□環境基準

大気の汚染や水質の汚濁、土壌の汚染、騒音などについて、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされている基準のことであり、環境基本法第16条に規定されています。

□光化学スモッグ

自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線（紫外線）との光化学反応を起こして生成される、オゾンやパーオキシアセチルナイトレート、アルデヒドなどの「光化学オキシダント」によって形成される、液体粒子状物質の混じったガス状のスモッグのことです。大気中でこれらの濃度が高くなると、人や動植物へ被害をもたらします。

□シックハウス

建物の建造の際に利用される接着剤や有機溶剤、防腐剤などが室内の空気を汚染することを指し、室内に居る人にめまいや頭痛、呼吸器疾患などを引き起こす「シックハウス症候群」の原因と考えられています。その中でも特に、学校の校舎に使用されている建材や、使用している洗剤や消毒液が原因となっているものを「シックスクール」と呼んでいます。

□シーベルト（Sv）

放射線を浴びた時の人体への影響の度合いを表す単位です。

なお、放射性物質が放射能を出す能力を表す場合にはベクレル（Bq）が用いられます。

□循環型社会

日々の事業活動において生産されている製品などが、廃棄物となることが抑制されるとともに、繰り返し利用できる資源については適正な循環が行われ、利用のできない資源については適正に処分されることにより、日常生活や生産活動が環境に与える影響を最小限にするような物質循環の仕組みが保たれた社会のことをいいます

□浄化槽

し尿や生活雑排水を、微生物の作用による酸化分解などの方法によって処理し、消毒・放流するための施設をいいます。浄化槽の種類には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水を一括に処理する合併処理浄化槽がありますが、単独処理浄化槽については、水環境への配慮が不十分であることから、平成13年以降の新設が禁止となっています。

□ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一種であり、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コブラナーポリ塩化ビフェニルがこれらに分類されています。がんや生殖異常の原因になると報告されており、これらの増加を抑制するための対策が各方面でとられています。

□地産地消

「地域生産地域消費」の略語として用いられ、地域で生産された農産物などを、その地域で消費することをいいます。

□窒素酸化物（NO_x）

燃料の燃焼などにより、空気中の窒素と酸素が結合して生成される、一酸化窒素や二酸化窒素の総称であり、光化学スモッグや酸性雨の原因となっています。

□DO

「溶存酸素量」のことで、水中に溶解している分子状酸素の量のことをいいます。水質汚濁が進むとこの値が小さくなり、限界を超えて小さくなると、水中の生き物は窒息してしまいます。

□低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車と比較して、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が少ない自動車のことで、電気自動車や天然ガス車、ハイブリッド車などを指します。

□低燃費車

エンジンの効率的な回転などにより、従来と比べて燃料費を抑えた自動車のことで、低公害車のひとつとして考えられています。国土交通省では新しく生産された自動車のうち、燃料費の少ない車種についての認定を行い、「燃費基準達成車マーク」を貼ることで、消費者が選ぶ基準となるようにしています。

□天然ガス車

天然ガスを燃料とするエンジンを搭載した自動車のことで、ディーゼルエンジンを搭載した自動車と比較して、排出される有害物質が大幅に少ないことから、環境に与える負荷の少ない自動車であるとされています。

□透水性舗装

路面に降った雨水を、舗装内の隙間から地中へ浸透させる能力を持った舗装をいい、雨水浸透効果や街路樹の育成、雨天時の歩行環境の改善、交通騒音の低減などに役立ちます。

□二酸化窒素

赤褐色で特異な刺激臭をもつ気体です。呼吸器の細菌感染等に対する抵抗力を弱めてしまう性質をもちます。

□ハイブリッド車

電気とガソリンなど、作動原理が異なる2つ以上の動力源を持ち、状況に応じてその動力源を変えて走行する自動車のことで、環境に及ぼす負荷の低い自動車のひとつです。

□バックグラウンド

富士見市の基準となる値を測定できる地点のことで、自動車から排出される二酸化窒素の影響を受けないような場所です。

□pH

酸性、アルカリ性の程度を示す指標で、pH7を中性として、これより小さい値を酸性、大きい値をアルカリ性としています。pH 0（酸性）— 7（中性）— 14（アルカリ性）
（参考）牛乳は弱い酸性でpH6ぐらい、石鹼水は弱いアルカリ性でpH8から9ぐらいです。

□BOD

「生物化学的酸素要求量」のことで、水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいいます。この値が大きいほど有機物質による水質汚濁が著しいといえます。

□p g—TEQ

「ダイオキシン類」の中で最も毒性の高い物質を基準とした場合、大気1ℓもしくは土壌1gあたりにどれだけの有害物質が含まれているのかを表したものであり、「p g」は1兆分の1gを意味しています。

□ppm

百万分の1の割合を表示する時に使用する単位のことです。たとえば、1m³の大気中に1cm³の硫酸化物が含まれている場合、硫酸化物濃度を1ppmと表示します。

□微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に漂う粒径 2.5 マイクロメートル（1 マイクロメートル=0.001 ミリメートル）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた粒径 10 マイクロメートル以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子です。

発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもあります。

□浮遊物質種類

水中に流れている（浮いている）物質のことです。

□浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している微細な粒子状の物質で、石油や石炭などの燃焼や、自動車の走行に伴って発生するほかにも、風による土砂の舞い上がり、建物の解体などによっても発生します。がんやアレルギーの原因となる大気汚染物質のひとつです。

□フロン

炭素やフッ素、塩素などの化合物の総称で、スプレー噴霧剤や冷却剤、潤滑材、殺菌剤などに使われています。オゾン層を破壊する作用があり、地球環境に及ぼす影響が非常に大きいことから、モントリオール議定書において生産が全廃されました。

□壁面緑化

建築物の外壁部分をゴーヤやヘチマなどのツル植物で覆うことをいい、冷暖房効率の向上による省エネルギー効果などに役立ちます。

□野外焼却

日常生活や事業活動から出た廃棄物などを、構造基準を満たした焼却施設を使用することなく、野外で行う焼却のことで、ダイオキシン類発生の主な原因となっていることから、埼玉県生活環境保全条例第61条で禁止されています。

富士見市の環境【平成25年版】

〈平成26年3月発行〉

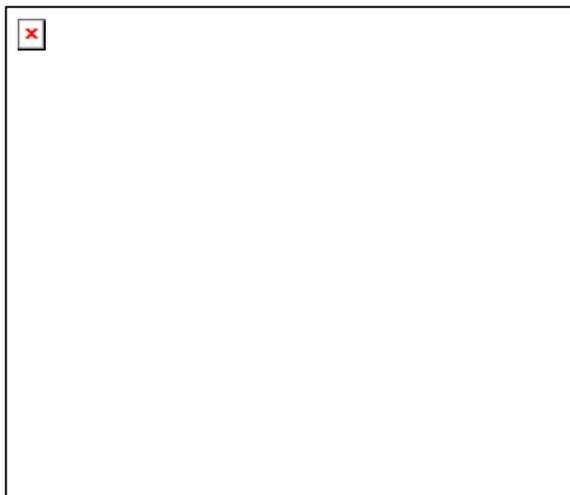
富士見市自治振興部環境課

〒354-8511

富士見市大字鶴馬1800-1

TEL 049-251-2711

FAX 049-253-2700



富士見市マスコットキャラクター
『ふわっぴー』